

# 特定震災特例経営強化計画（ダイジェスト版）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第1項）

---

平成28年6月



# 目次

---

1. 経営強化計画の策定にあたって	……	1
(1) 前経営強化計画の実績についての総括		
(2) 資産負債の状況		
(3) 特定震災特例経営強化計画の実施期間		
2. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策	……	3
(1) 当信用組合の基本方針		
(2) 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取組み		
(3) 東日本大震災からの復興に資する方策		
(4) 業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策		
(5) 経営基盤の充実のための方策／人材育成のための方策		

# 1. 経営強化計画の策定にあたって

## (1) 前経営強化計画の実績についての総括

当信用組合は、平成24年1月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という）附則第11条に規定する震災特別協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会を通じ200億円の資本支援を受け、資本の増強を図り、平成23年4月～平成28年3月までの5カ年計画を策定し、地域に密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取り組んでまいりました。

### 相談機能の強化

### 相談機能の強化

各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携した支援活動を行うとともに、顧問契約を締結している中小企業診断士等2名の専門家による相談業務を実施し、相談機能の強化を図りました。

○17時までの窓口相談業務の継続（相談件数1,071件）、総合ローンセンターにおける休日営業の継続実施

○経営者交流会「うるしの実クラブ」におけるビジネスマッチング交流会の開催（10回／参加企業数延1,228社）

○専門家コンサルティング相談：606件

【平成28年3月期までの累計実行件数】

### 営業体制・営業店拠点機能の強化

### 営業体制・営業店拠点機能の強化

お客様の動向に沿った店舗展開の実施のほか、意欲の高い職員を支店長に抜擢する公募制度を導入

○檜葉支店の本庁前支店での相談スペース設置し、28年3月からは四倉支店へ移設

○津波により全壊した塩屋崎支店の移設／3店舗の統廃合・総合ローンセンターの設置／好間支店の新築移転

### 震災復興に向けた新商品の提供

### 震災復興に向けた新商品の提供

対面によるヒアリングを丁寧に行い、書面に表れないお客様の置かれた状況をきめ細かく把握し、事業再開や生活再建の相談等に真摯に対応することで、復旧・復興に向けた資金ニーズの把握に努めてまいりました。

いわしん災害復旧資金：251件3,338百万円／ちいきの“カ”5000・3000：212件2,467百万円／災害復興住宅ローン：67件1,045百万円

地域復興応援商品「エール」：106件3,343百万円／フロンティア(創業・新事業支援資金)：73件468百万円

【平成28年3月期までの累計実行件数・金額】

### 事業再生に対する支援

### 事業再生に対する支援

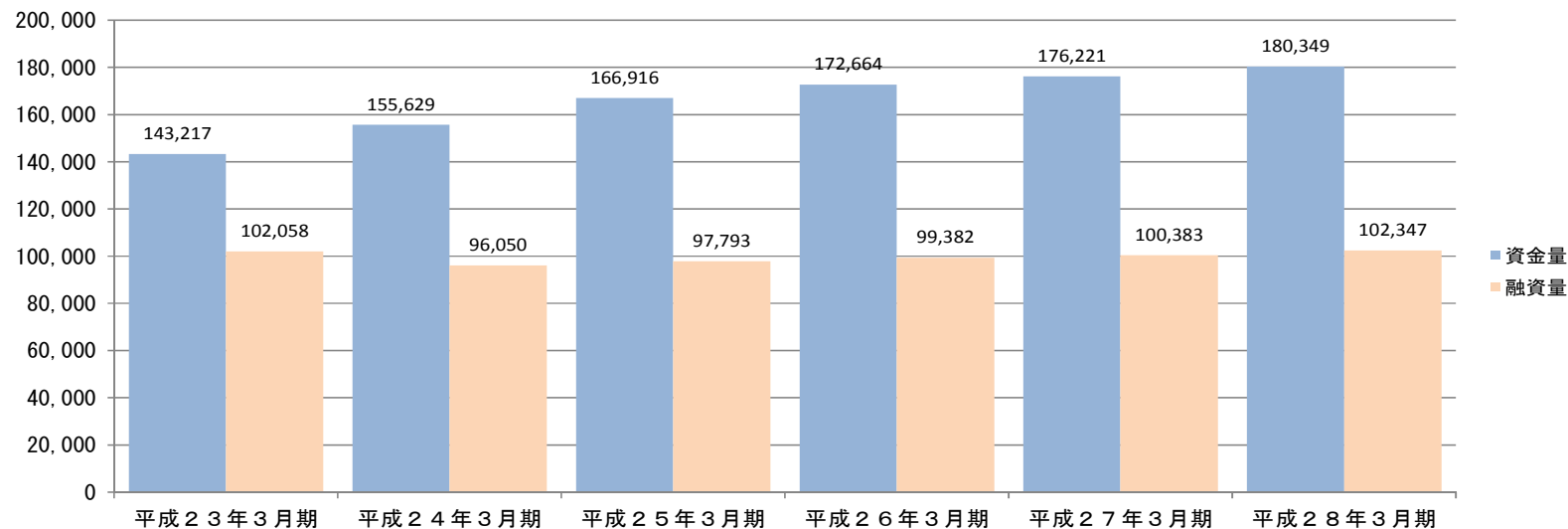
震災により被災したお客様に対しましては、渉外活動を通じ、財務情報だけでなく、お客様の悩みや問題点等の定性面の情報を速やかに把握したうえで、営業店及び関係部署と連携を図り、早期に事業再生支援が必要な先に対しましては、外部専門家機関等とも連携することで、事業再生に向けた体制づくりに取り組んでまいりました。

福島産業復興機構による支援決定：4先、東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取：7先【平成28年3月期までの累計実行件数】

# 1. 経営強化計画の策定にあたって

## (2) 資産負債の状況

(単位：百万円)



預積金は、震災直後の平成23年3月末預金残高143,217百万円に対し、37,132百万円増加となり、貸出金は、平成23年3月末貸出残高102,058百万円に対し、289百万円の増加となりました。

## (3) 特定震災特例経営強化計画の実施期間

平成28年4月から平成33年3月末まで（5年間）

金融機能強化法附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第1項の規定に基づき、平成28年4月から平成33年3月までの特定震災特例経営強化計画を実施いたします。

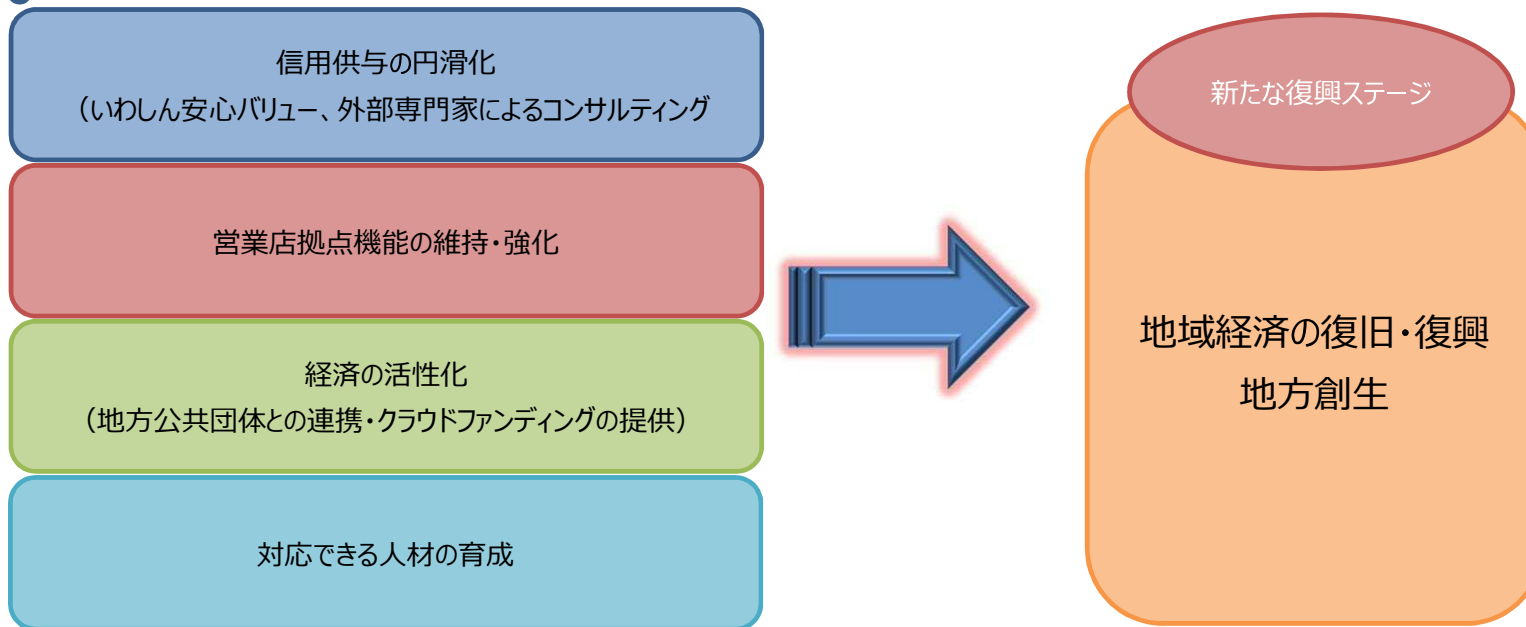
## 2. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策

### (1) 当信用組合の基本方針

東日本大震災の発生から5年が経過し、地元のお客様が懸命に復興・再生に努力されている中であって、当組合では、お取引先との取引継続、経営の質的改善等に親身に応じてまいりましたが、地域のお客様を最大限支援する基本姿勢を貫き、しっかりと取り組んでいくことが使命であると認識しております。

このような環境にあって、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、相互扶助を理念とする私ども信用組合の使命と捉え、的確かつ迅速な対応に取り組んでまいりましたが、今なお続いている原発事故を含めた震災影響のみならず、昨今の経済環境の変化が及ぼす影響を含め、地域経済を脅かす要因は様々であり、地域の復興・創生、地域経済の活性化へ向けた支援策に積極的に取り組んでまいります。

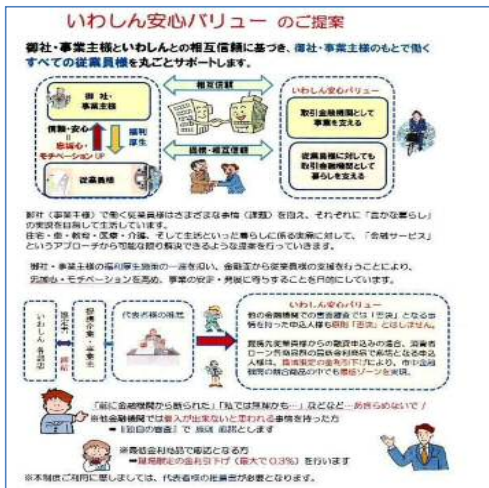
いわき信組だからできるお客様対応の強み、気持ちに寄り添い気持ちにこたえる



## 2. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策

### (2) 中小規模の事業者に対する金融円滑化の取組み

施策	取組内容
いわしん安心バリューの推進	お取引先の従業員との信頼関係の構築、新たな資金需要の創造
各種情報提供の実施	経営者交流会「うるしの実クラブ」会員向けの情報提供サービス実施
相談業務等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による経営課題解決に向けた相談会の開催</li> <li>・ローンセンターにおける休日相談／住宅ローンにおける各店休日相談</li> <li>・営業時間を延長し、お客様の融資相談に対応</li> </ul>



【いわしん安心バリュー P F】



【うるしの実クラブ総会】



【専門家との個別相談会】

## 2. 信用供与の円滑化、地域経済の復興に資する方策

### (3) 東日本大震災からの復興に資する方策

施策	取組内容
復興・創生に向けた対応	日々の営業活動を通じ、お取引先の個別事情を把握し、外部機関と連携のうえ事業再生に向けた経営計画の策定支援等による事業再生の推進
営業店拠点機能の維持・強化	被災地の現状・復興ステージの進捗に鑑みた店舗毎の特性を考慮のうえ、お取引先の利便性向上に向け、必要に応じ、店舗戦略の検討
震災復興・創生に向けた新商品の開発・提供	復興のステージごとに変化する資金ニーズに対応した新商品開発の継続
外部機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再生ファンド（福島産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構、うつくしま未来ファンド）等の活用</li> <li>・中小再生支援協議会等との連携</li> <li>・中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働</li> </ul>
販路拡大に向けての対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスマッチングの開催</li> <li>・信組業界のネットワークを通じた物産展や商談会等への出展支援</li> </ul>

### (4) 業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

施策	取組内容
地方公共団体との連携	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」立案の戦略会議への出席
創業又は新事業開拓支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域復興ファンドの推進</li> <li>・クラウドファンディングの推進</li> </ul>



【地域復興ファンドの設立】

### (5) 経営基盤の充実のための方策／人材育成のための方策

施策	取組内容
収益力強化	事業性・個人消費性資金の融資の増強
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部研修会、外部講師の研修会への積極的な参加</li> <li>・C I S（顧客感動満足）マイスター資格取得</li> </ul>

# 特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)

平成28年6月

いわき信用組合



## 特定震災特例経営強化計画 目次

第1 前経営強化計画の実績についての総括	・・・ 1
(1) 経営環境	
(2) 前計画期間（平成23年4月～平成28年3月）における取組み状況	
(3) 資産負債の状況	
(4) 損益の状況	
第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間	・・・ 8
第3 経営指導契約の内容	・・・ 8
(1) 契約期間	
(2) 指導及び助言	
(3) 報告の提出	
(4) モニタリング及び監査	
第4 損害担保契約の内容	・・・ 9
第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・ 10
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
(5) 経営基盤の充実のための方策	
第6 全信組連による優先出資の引受にかかる事項	・・・ 24
(1) 優先出資の金額・内容	
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法	
第7 剰余金の処分の方針	・・・ 25
第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・ 25
(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針	
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	

## 第1 前経営強化計画の実績についての総括

### (1) 経営環境

当信用組合は、平成24年1月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第11条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ200億円の資本支援を受け、資本の増強を図り、平成23年4月～平成28年3月までの特定震災特例経営強化計画を策定し、地域にもっとも密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取り組んでまいりました。

当信用組合の営業地区におきましては、復興需要が旺盛な事業所、業種が存在する一方で、改善の兆しが窺えるものの、原発事故による風評被害の影響にあえぐ事業所、業種も存在しており、業種間での二極化状況が続いております。

このような環境にあって、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、相互扶助を理念とする私ども信用組合の使命と捉え、独自性を発揮して様々な施策をスピーディーに実行し、多岐にわたる復興ニーズに対し、的確かつ迅速な対応に取り組んでおります。

### (2) 前計画期間（平成23年4月～平成28年3月）における取組み状況

#### ① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策に対する実績

##### ア. 復興支援にかかる関連部署の連携強化

当信用組合は、与信関連部署である審査部・管理部・事業支援部間において、定期的又は随時のミーティングの実施により連携強化をすすめてまいりました。また、平成23年12月、事業支援部と統合した新体制の管理部を審査部と同一フロアに集約することにより連携体制を強化し、中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化・企業再生・事業承継・創業新事業支援にかかる態勢の強化を図ってまいりました。

##### イ. 相談体制の強化

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題解決に向け、福島県中小企業団体中央会をはじめ、商工会議所・商工会等の外部機関と連携した支援活動を行うとともに、顧問契約を締結している中小企業診断士等2名の専門家によるコンサルティング相談を実施し相談機能の充実を図ってまいりました。また、「融資に係るご相談窓口」を全ての営業店に設置するなど、中小企業・小規模事業者それぞれによって異なる震災の影響や復興の進捗状況を把握するとともに、資金ニーズに

的確かつ迅速に対応してまいりました。

## ウ. 戦略的な店舗配置

原発事故の避難指示解除準備区域に立地していた檜葉支店は、平成23年5月から本庁前支店2階に相談スペースを設置、さらに平成28年3月に四倉支店内へ移設し、顧客動向に沿った対応を行ってまいりました。

震災時発生した津波により全壊した塩屋崎支店は、平成23年9月に利便性の高い立地へ仮設店舗を新設し、現在も同所で顧客対応を行っております。

平成23年11月に3店舗の統廃合（中之作・鹿島・神谷）を実施し、全16店舗による効率的な営業体制を築き、廃止した旧鹿島支店を総合ローンセンターへリニューアル（平成24年4月）し、機能拡充を図りました。

また、店舗建物が老朽化していた好間支店は、大型駐車場を備えた立地へ新築移転（平成24年12月）し、利便性向上を図りました。

## エ. 営業体制の充実

お取引先への円滑な信用供与による震災復興を図るためには、営業店の機能強化が不可欠であり、その為の支店長公募制度を平成24年3月から導入し、経営意欲が高く知識を備えた支店長を登用（現在まで7名）してきました。またBMP（ブランチ・マーケット・プランニング、新規事業所開拓）研修やCISマイスター資格取得等（CIS:Customer Impressive Satisfactionの頭文字から取った“顧客感動満足”を指す言葉です。）での営業力強化や、顧客の高齢化に対応した女性ならではの「やさしさ」をコンセプトとした、女性渉外の導入などが、顧客から高い評価を得ております。

また、全営業店で17時までの窓口相談業務や総合ローンセンターにおける休日営業等を実施し、お客様の利便性向上に努めてまいりました。

さらに、更なる地域密着型金融の実現を図るために、職域サポートプラン「いわしん安心バリュー」を積極展開しております。事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することで、新たな資金の需要の発掘に努め、取引事業先に対する福利厚生的一端を担っています。なお、平成28年3月末現在、締結事業先数は1,294先、従業員へのローン実行実績は837件1,219百万円となりました。

## オ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

日常の業務活動において、取引先事業者の業況把握や、財務・定性情報の集

積による経営実態等事業先個々の状況を十分に把握しながら業種・規模に合わせた資金提供に努めてまいりました。

対面ヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能のため、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図ってまいりました。

## ② 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策に対する実績

### ア. 被災者への信用供与の状況

東日本大震災による当信用組合の信用供与先の被害は甚大であり、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備、住宅が損壊したほか、原発事故の影響による風評被害も加わり、多業種にわたり壊滅的な打撃を受け、極めて甚大な影響が生じ、判明した与信先の被害状況は、1,210先、26,334百万円となっております。

こうしたなか、当信用組合では、被災者の現況を適時把握し、被災者の復興支援に取り組むとともに、新たな資金ニーズの発掘にも努め、平成28年3月末の被災債権先数・金額は216先17,020百万円となっております。

しかしながら、震災の発生から5年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いていることから、引き続きニーズの発掘に努め、被災者の復興支援に取り組んでまいります。

### イ. 融資条件の弾力化及び積極的な融資対応

当信用組合では、被災されたお取引先からの申し出を真摯に受け止め、元本の据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な対応を進め、平成28年3月末時点で事業性資金435先、60,952百万円（うち、震災の影響によるもの203先、22,804百万円）、住宅ローン118先、1,668百万円（うち、震災の影響によるもの68先、828百万円）の元本の据置や金利引下げなど返済条件の緩和を行ってまいりました。

また、被災されたお取引先からの申し出を受け、既存融資について約定弁済を一時停止する取扱いを4先の取引先に対し実施しました。

### ウ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合の各営業店は、地震・津波及び原発事故による深刻な被害を受けましたが、檜葉支店相談スペースの移設、塩屋崎支店の仮設店舗新設、3店舗の

統廃合等により、顧客の利便性が高く効率的な営業体制の構築を図りました。また渉外及び窓口担当者の強化を目的に、適正な配置となるよう人事異動を行ってまいりました。

## エ. 震災復興に向けた新商品の開発・提供

当信用組合では、対面によるヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能のため、協同組織金融機関としての特性を活かした機動的な資金提供を行ってまいりました。

また、震災発生直後から震災対応商品の取扱いを開始し、地方公共団体との連携による融資を併せると、平成28年3月末までに、1,468件、22,410百万円の融資を実行しました。

平成24年4月からは、新たに事業再建に必要な資金として、原則として担保不要でご利用いただける「ちいきの“力”5000・3000」を、同年9月には業容の拡大や新分野への進出、雇用創出等を目的とするために必要な資金としてご利用いただける「エール」を発売いたしました。

### 【東日本大震災関連商品の融資実績】（平成28年3月末現在）

（法人・個人事業者向け災害復旧支援事業）

【単位：千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	実行件数	実行金額
いわしん災害復興資金	プロパー	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転3,000万円以内 設備5,000万円以内 ※福島原発事故の影響による事業再起の場合、運転・設備併せて3,000万円以内	運転7年以内 設備10年以内 (据置期間2年以内)	251件	3,338,946
いわしん災害復興特別資金	プロパー	事業の再建に必要な運転資金	1億円以内	3年以内	80件	4,907,960
いわき市中小企業融資制度（災害対策特別資金）	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	3,000万円以内（いわき市中小企業融資制度の限度枠とは別枠）	10年以内 (据置2年以内)	39件	338,540
いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備3,000万円以内	10年以内 (据置1年以内)	57件	411,700
福島県緊急経済対策資金（震災対策特別資金）	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備8,000万円以内 (運転・設備併用の場合は8,000万円限度とする)	10年以内 (据置2年以内)	24件	285,310
ふくしま復興特別資金	保証協会保証付	事業の再建に必要な運転・設備資金	運転・設備8,000万円以内 (運転・設備併用の場合は8,000万円限度とする)	15年以内 (据置3年以内)	467件	5,987,780

ちいきの“力” 5000・3000	プロパー	事業の運営に必要な運転・設備資金	3000：運転・設備 3,000万円以内 5000：運転・設備 5,000万円以内 (運転の場合月商の1.5倍までとする)	運転 7年以内 設備 10年以内	212件	2,467,355
地域復興応援商品 「エール」	プロパー	業容の拡大、新分野への進出、雇用の創出目的とするために必要な運転資金・設備資金	3億円以内	運転 7年以内 設備 20年以内	106件	3,343,290

(個人向け災害復旧支援事業)

【単位：千円】

商品名	プロパー・保証協会	資金使途	ご融資金額	ご融資期間	件数	金額
いわしん災害復興住宅ローン	プロパー	住宅の新築・購入・修繕（リフォーム等）・整地等	4,000万円まで	最長35年以内	67件	1,045,390
災害復興多目的ローン (平成25年3月31日にて取扱終了)	ジャックス保証	自宅リフォーム(借換含む) 車購入(借換含む) 家財購入・医療費	リフォーム 1,000万円まで 自動車500万円まで 家財500万円まで	リフォーム 6ヶ月～20年 自動車 6ヶ月～8年 家財 6ヶ月～10年	122件	261,980
マイカーローン	プロパー	車両購入・修理等	500万円まで	最長7年以内 (罹災者の場合 最長8年以内)	6件	9,080
メモリアルローン	プロパー	葬儀費用。 墓石建立・修理費用。 永代供養費用。 その他の冠婚葬祭 費用支払い資金	100万円まで	最長7年以内	12件	9,720
東日本大震災緊急生活支援資金 (平成23年9月30日にて取扱終了)	プロパー	生活支援資金	30万円以内 (原則10万円以内)	最長3年6ヶ月 (1年間据置可能)	25件	3,410

オ. 被災を受けたお取引先の事業再生・事業継承に向けての支援

お取引先が迅速な再生を果たしていけるよう、債務が過大となっていた先に対してDDSを実施し、借入負担の軽減を図ることで経営改善を支援したほか、震災の影響により売上が減少する等収益が悪化していた先について、事業再生の経験豊富な外部専門家を紹介し、債権放棄を含む会社分割による事業再生支援をまいりました。

また、事業承継につきましては、当信用組合の営業エリアにおいても経営者の

高齢化が進んでいることから、事業承継は大きな経営課題のひとつとなっており、顧問契約を締結している2名の外部専門家による相談対応を行うとともに、取引先事業所の後継者育成とリレーション強化を目的とした「いわしん若手経営者交流会」（経営セミナー及び交流会）を平成27年度、5回開催したほか、平成26年12月と平成28年1月の2回、取引先事業者に対し後継者に関する調査を実施しました。

このほか、地域復興に向け、取引先の状況を充分把握し、事業再生に向けての支援のため、被災債権の買い取りファンドである「福島産業復興機構」（平成28年3月末現在買取決定済み4先）や「東日本大震災事業者再生支援機構」（平成28年3月末現在買取決定済み7先）を活用しました。さらに、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業につきましては、中小企業診断士などの外部の専門家を活用することで、お取引先の特性・状況に応じた事業再生の機会を提供できるよう、中小企業再生支援協議会等との連携を図り推進しました。

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、お取引先の意向や状況を最大限に考慮したうえで、私的整理ガイドライン運営委員会や弁護士・税理士等とも連携し、債務整理等の相談・申出に対し適切な対応を図りました。

#### カ. 地方公共団体との連携

いわき市及び広野町において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」立案の戦略会議、専門家会議の委員として常勤理事、支店長が選任され、地域金融機関の立場から当信用組合が取り組んでいる創業支援等の紹介や地方創生に向けた提言を行ってまいりました。

### ③ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策に対する実績

#### ア. 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化

当信用組合では、地域活性化の一助として、顧問契約を締結している中小企業診断士が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする創業・新事業支援資金（商品名「フロンティア」）を提供しており、過去5年間（平成23年度～27年度）において、創業・新事業に関する相談を245件受け、創業・新事業支援資金73件・468百万円を実行しております。

また、創業・新事業を志す方々の発掘・育成並びに起業家輩出により地域経済活性化に資する目的で、平成24年度よりこれまで5回の創業塾を開催し、受講者数は合計91名、そのうち10名の方が当信用組合の創業・新事業支援資金を利用し

起業しております。

さらに、平成27年10月に地域経済活性化・地域振興に資する起業、あるいは創業間もない事業者を対象とした地域振興ファンド「磐城国（いわきのくに）地域振興投資事業有限責任組合」を設立し、1先20百万円の投資を実行しております。

#### イ. 経営に関するその他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化

震災からの復興が長期化することが見込まれる中で、中小企業・小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しており、専門家によるコンサルティング相談、各種情報の提供、ビジネスマッチング交流会の開催を柱とした支援を継続的に実施してまいりました。

#### ウ. 早期の事業再生に資する方策

震災により被災し条件変更を実施したお取引先に対しましては、渉外活動を通じた定期的な訪問活動により、財務情報による定量面の状況を把握するとともに、モニタリングによって、お取引先の悩みや問題点等の定性面の情報を速やかに把握し、営業店及び関係部署との連携を図り、早期に事業再生支援が必要な先に対して、外部専門家機関等と連携し事業再生に向けた体制作りに取り組んでまいりました。

### （3）資産負債の状況

#### ① 預積金

預積金は、被災者・避難者の利便性を重視し、柔軟な対応を第一義とした訪問活動の中で顧客情報の収集に重点を置き、各種ニーズの発掘、被災者関連情報発信に努める渉外活動を展開しました。そのような中、震災保険金や原発事故の補償金等の滞留預金により、平成28年3月末預積金残高180,349百万円となり、平成23年3月末預積金残高143,217百万円に対し、37,132百万円増加となりました。

#### ② 貸出金

貸出金は、事業性資金・個人消費資金併進を基軸に、個別事情に応じた適時、適切な対応を第一義として、融資条件の弾力化を含めた再生に向けた復興支援とともに、創業・新事業支援を始めとする新規顧客の創造を重要項目として「新軒拡大・事業性融資の推進」に積極的に取り組み、新たな資金需要創出を推し進める一方で、不良債権処理を積極的に進めることで資産の健全化を図り、平成28年3月末貸出金



残高102,347百万円となり、平成23年3月末貸出金残高102,058百万円に対し、289百万円増加となりました。

#### (4) 損益の状況

##### ① コア業務純益

コア業務純益は、流動性預金増加に伴う預金利息の減少や経営効率化による経費削減等があったものの、被災者既往貸出への条件変更等の柔軟な対応や復興・新規事業・経営支援等の低金利新規融資推進等による平均約定金利の低下を主因に貸出金利息が減少したことにより、平成23年3月末848百万円に対し、207百万円減少の641百万円となりました。

##### ② 当期純利益

当期純利益は、平成24年3月期決算におきまして、多額の与信関連費用を計上したことから9,857百万円の損失となりましたが、平成25年3月期以降は、特定震災特例経営強化計画に沿った収益力強化と資産の健全化、並びに被災者顧客の救済及び利便性向上を経営の柱として営業推進を行った結果、平成28年3月期までの4年間の累積で2,191百万円の利益計上となりました。

## 第2 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第11条第4項の規定により適用される同法第33条第1項の規定に基づき、平成28年4月から平成33年3月までの特定震災特例経営強化計画（以下、「強化計画」という。）を実施いたします。

なお、今後強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告いたします。

## 第3 経営指導契約の内容

### (1) 契約期間

当信用組合では、全信組連との間で、金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき、経営指導契約を締結しております。

当該契約の締結日は、平成24年1月18日（同法第26条の規定に基づき、全信組連が買取りを求める信託受益権にかかる優先出資のうち、当信用組合が発行するものの払込期日）とし、期日は同法附則第16条第3項の規定に基づく経営が改善した旨の認定又は同法附則第17条第2項の規定に基づく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとしております。

## (2) 指導及び助言

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連より、被災債権の管理及び回収に関する指導その他業務の改善のために必要な指導及び助言を受け、これに基づいた適切な業務実施を行っていくこととしております。

## (3) 報告の提出

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連からの求めに応じ、自らの業務及び財産の状況に関する以下のような報告を適時・適切に行ってまいります。

- ◇ 特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書（半期毎）
- ◇ 被災債権の管理・回収に関する報告書（半期毎）
- ◇ 各期末における財務諸表等（半期毎）
- ◇ その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

## (4) モニタリング及び監査

当信用組合では、経営指導契約に基づき、全信組連による、強化計画の進捗状況等にかかる定期又は随時のモニタリングを受けるとともに、原則として毎年、全国信用組合監査機構による監査を受査することとしております。

また、当信用組合は、モニタリング及び監査に協力し、必要な指導・助言を受けることとしております。

## 第4 損害担保契約の内容

金融機能強化法附則第19条第1項において、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、預金保険機構に対し、被災債権の譲渡その他の処分について締結した損害担保契約により生じる損失の一部を補てんするための契約の締結を申し込むことができるとされておりますが、当信用組合は、現時点では、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結することは想定しておりません。

また、将来において、損害担保契約が必要とされる場合には、慎重な検討を行い、対応を図ってまいります。

## 第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

### (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

#### ① いわき市の経済・地域情勢

当信用組合の主たる営業基盤であるいわき市は、福島県の東南端、東は太平洋に面し、重点港湾指定を受けた福島県最大の小名浜港を始めとする11か所の港を有しており、漁業・海産物加工業が盛んな地域です。また、年間を通して寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間日照時間が最も長く、1日の平均気温が最も高い温暖な気候と国宝 白水阿弥陀堂、塩屋崎灯台等歴史的建造物、スパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしま等の観光施設などの多彩な資源を活かした観光都市となっています。

域内人口動向につきましては、原発事故の影響により避難を強いられている方々の人口流入に加え、災害復興工事人員並びに原発関連作業人員等増加により、実質人口は震災前を上回っています。

復興再生需要による公共投資の大幅増加と実質人口増加に伴い、消費動向、生産活動・需要動向も堅調に推移しております。また、当市の基幹産業である観光業においても公共施設の再開や各種イベント開催等により堅調に推移しています。

#### 【いわき市経済の主な指標】

【いわき市災害対策本部週報 抜粋】

区分/年次	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
いわき市の人口	341,402人	332,686人	329,383人	327,359人	324,370人	—
*市外避難者数	—	7,734人	7,838人	2,049人	1,468人	—
*市内避難流入者数	—	22,512人	24,013人	23,832人	24,142人	—
実質人口	341,402人	347,464人	345,558人	349,142人	347,044人	※348,785人

\*原発避難者特例法の避難住民の人数

※平成27年10月国勢調査速報値に基づく推計

区分/年次	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
稼働法人先数	6,974 先	6,952 先	6,621 先	6,824 先	6,978 先	7,145 先

いわき法人会 資料抜粋

区分/年次	平成22年 (震災前)	平成23年 (震災後)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
大型小売店等販売額	68,603百万円	70,754百万円	76,173百万円	76,307百万円	77,812百万円	79,769百万円
自動車新規登録台	20,608台	16,096台	25,637台	24,954台	24,181台	20,971台
新設住宅着工戸数	1,712戸	1,489戸	3,191戸	4,608戸	3,933戸	3,042戸
市内観光交流人口	1,073.5万人	367.8万人	733.8万人	788.8万人	774.7万人	808.3万人

【いわき市商工労政課 発行「いわき市の経済・景気の動き トレイル」より抜粋】

## ② 東日本大震災による影響

当地域は、他の地方都市同様、企業の減少・少子高齢化等の課題を持ち合わせている一方で、廃炉にむけた関連企業等の進出に加え、これらがもたらす雇用創出等、地域活性化に繋がる期待もあります。

域内人口動向は、「平成27年国勢調査」速報値に基づく推計人口は、震災前を上回り増加、また、逡減傾向にあった稼動法人数も増加しております。他方、不動産市場においては、一時の活況は収まってきているものの、高い水準で推移しています。

復興再生に向けた公共工事大幅増加影響により建設業、不動産業等が、加えて実質人口増加影響により小売業、サービス業等復興需要が旺盛な事業所、業種が存在する一方で、農林水産業等の一次産業、観光関連事業等原発事故による風評被害の影響にあえぐ事業所、業種も存在しており、同業種間や企業間での業績格差が著しく二極化が窺えます。

昨今の経済環境の変化が及ぼす影響は新たな懸念であり、震災影響だけを勘案することが困難であるものと考えます。

今もなお続いている原発事故を含めた震災影響のみならず、地域経済を脅かす要因は様々であり、地域の復興・創生、地域経済の活性化へ向けた支援策に積極的に取り組んでまいります。

## ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

地元の皆様が懸命に復興・再生に努力されている中、抜本的な経営改善・企業再生を、スピード感を持って行うことが求められています。当信用組合では、取引先との取引継続、経営の質的改善等に親身に応じてまいりましたが、地域の皆様を最大限支援する基本姿勢を貫き、しっかりと取り組んでいくことが使命であると認識しております。

このような環境にあって、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、相互扶助を理念とする私共信用組合の使命と捉え、独自性を発揮して様々な施策をスピーディーに実行し、多岐にわたる復興ニーズに対し、的確かつ迅速な対応に取り組んでまいりました。

そのような中、創業・新事業支援においては、地域の各種支援機関との連携を図りながら支援の取組みを強化しています。新規事業に対するノウハウを提供する「いわしん創業塾」を通じた支援や、地域振興ファンド組成による新規需要の発掘等創業・新事業支援を積極的に進めるなど、新たな復興ステージへ向け、地元の復興に資する施策に積極的に取り組み、地元復興を推し進めてまいります。

加えて、更なる地域密着型金融の実現を図るために、職域サポートプラン「いわしん 安心バリュー」を推進しています。事業先との相互信頼を基本として同先の福利厚生施策の一端を担い、その企業で働く従業員に対し、金融面からの支援を行うことで、モチベーションを高め、もって事業の安定・発展に寄与することを目的とするものです。事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することにより、新たな資金需要の創造を進めてまいります。

## (2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

### ① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

#### ア. 復興・創生支援にかかる関連部署の連携強化

当信用組合は、与信関連部署である審査部・管理部において、定期的又は随時のミーティングの実施による連携強化のうえ、中小規模事業者等に対する資金供給の円滑化・企業再生・事業承継・創業新事業支援にかかる態勢の強化を図っております。

今後におきましては、創生支援にかかる関連部署である業務企画部を同一フロアに集約することを予定しており、与信関連部署及び業務企画部と営業店間の情報共有化等さらに連携を強化し、お客様の適時適切なニーズを把握し、復興・地域創生に向けた対応を図ってまいります。

#### イ. 営業体制の充実

##### (A) 効果的な営業力の強化と人材育成

###### a. 人員の効率的配置による相談機能強化

当信用組合は、お取引先への円滑な信用供与による震災復興を図るため、お客様との窓口となる営業店の機能、渉外活動の強化が必要であることから、定期的な人事異動により職員の適性に応じて基幹店舗を中心に効率的に配置し、取引先からの相談機能を充実させて金融支援を図っております。また、復興や営業力強化に関する意欲・意識の高い支店長を登用するため、平成24年3月から支店長公募制度を導入、現在までに7名を公募登用し、相乗効果として当信用組合全体の意識レベルも上がっております。

これにより、津波による直接被害はもとより売上げの減少に伴う販路の変更や新規開拓、事業の再構築を余儀なくされる取引先をはじめ原発の警戒区域内からいわき市において事業の再建をめざす企業・事業者に対してもお客様との対話を旨とした協同組織金融機関としての特性を活かした営業活動の実施により事業性融資の提供を図ってまいります。また、個人取引についても、「顔の見える」

渉外活動や総合ローンセンターの機能拡充などにより、時宜に応じたニーズを的確に把握し、取引機会の増加と深耕を図ってまいります。

#### **b. 職員の営業力の強化**

当信用組合では、従来より営業店での通常業務においてのOJTのほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修、内部講師による感動満足接客研修等を定期的に開催するなどして職員の育成・教育に努めております。また、感動接客を通じた営業力強化プロジェクト・接客スタンダードを策定し、「いわき信組だからできるお客様対応の強み、気持ちに寄り添い気持ちにこたえる（ホスピタリティーの心）」をテーマに顧客感動満足の向上に努めてまいります。

今後も、今般の震災の影響に鑑み、職員の営業現場への登用機会の増加や実践に即した顧客対応、案件組成への指導を強化・熟成し、経験を積む中で、顧客ニーズへの肌感覚や迅速な顧客対応を可能とする能力向上に努めながら、顧客に寄り添い気持ちにこたえる感動接客を行い、既存のお取引先を含む地域の中小・零細事業者や個人の皆様方への円滑な信用供与・金融サービスの充実、質の向上に取り組んでまいります。

### **(B) 相談体制の機能の強化**

#### **a. 専門家によるコンサルティングの実施**

今後も、顧問契約を締結している中小企業診断士及び元（公社）いわき産学官ネットワーク協会プロジェクトマネージャーの2名の専門家による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施してまいります。

#### **b. 各種情報提供の実施**

お取引先事業者に対し、公的補助金等の有用・有益な情報をいち早く伝えるため、内部イントラネットによる営業店への周知並びに一斉ファックス送信システムを利用した経営者交流会「うるしの実クラブ」会員向けの情報提供サービスを引き続き継続的に行ってまいります。

#### **c. 休日営業相談業務の実施**

当信用組合では、ローンセンターにおいて休日相談を受けるほか、営業時間内に来店することが困難なお客様への対応として、平成24年3月から、全営業店において17時まで時間を延長し窓口相談対応を受け付ける態勢としております。

また、マイナス金利導入を受け、お客様のニーズに応えるため、住宅ローンにかかる休日相談を定期的の実施しております。

このような営業時間外の相談受付により、平日営業時間内にご来店されることが困難なお客様や、多岐にわたる資金ニーズ・各種相談への対応を引き続き実施

することで、お客様の利便性向上に取り組んでまいります。

## (C) 戦略的営業活動の展開

### a. 地域に密着した営業活動の展開

当信用組合では、相互扶助の精神と、『お客様の顔が見える』狭域高密度経営の実践として、地域のつながりを第一義として対面訪問活動を通じて、地域に根差した信用組合の特性を十分発揮した『親身で役に立つ金融機関』を体現しております。

地域に暮らす方々は様々な事情を抱えて、それぞれに「豊かな暮らし」の実現を目指して生活しています。だからこそ、「お客様が望む価値の提供を目的に、お客様個々に行う、一律ではない課題解決型の提案営業」《Category Value Sales = CVS(カテゴリー・バリュー・セールス)》を基本概念として確立し「当信用組合の営業地域に生活する人達全てに、暮らしに必要な金融サービスを提供するための営業方針」を掲げており、その取組みとして、職域サポートプラン「いわしん安心バリュー」を推進しています。

事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することにより、新たな資金需要の創造を進めております。

### b. 震災対応商品の提供と開発

当信用組合では、対面によるヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れないお客様個々の事情に即した与信判断が可能なため、協同組織金融機関としての特性を活かした機動的な資金提供を行っております。

震災発生直後から復興再生に向けた動きの中で、生活支援、復興支援資金、再生・再建資金など進捗の状況により変化するニーズを的確に捉え、新たな商品として提供してまいります。

今後も、こうした商品に加えて震災発生直後とは異なる資金ニーズ、すなわち原発事故の避難指示解除準備区域等に住居を所有しているものの、いわき市内に新たに自宅を求める若年層のお客様あるいは津波による自宅流出から新たに自宅の購入をする中高年層のお客様などを対象とする無担保型の住宅ローン、あるいは基本的にすべての事業者を融資対象とするビジネスローンなど本格的な地域復興の過程の中で従来からの金融機関の発想では掬いきれなかったニーズにもきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

## ② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

### ア. 常務会による検証

強化計画につきましては、諸施策への取組み状況を主管部署である総務部にて取りまとめのうえ常務会に報告し、その進捗状況を定期的に検証いたします。

強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示することにより、強化計画の着実な履行を進めてまいります。

#### イ. 理事会による検証

また、定期的に理事会へ報告することにより、非常勤の役員（地元の事業者等）の意見を伺い、必要に応じてその後の取組みに反映することにより、地元の復興、経済活性化への取組みに活かしてまいります。

### ③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

#### ア. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

営業店での日常の業務活動における取引先事業者の業況把握や、財務・定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化により、担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでおります。

また、「経営者保証に関するガイドライン」につきましては、営業店職員に対して、審査部主催による研修会を開催して理解を深めるとともに、支店長会議等において本ガイドラインの周知徹底を促し、取引先事業者に対しては、各営業店の店頭パンフレットを備え置いて周知徹底を図っております。

今後は、経営者保証に関するガイドラインの活用について促進してまいります。

#### イ. 復興に向けた法人・個人事業者向け融資の推進

当信用組合では、無担保・無保証のプロパー資金や福島県・いわき市の制度資金の震災関連融資を推進しております。今後につきましても、相談機能の充実・営業力の強化によりまして、引き続き復興に向けた資金の提供に取り組んでまいります。

#### ウ. 信用保証協会保証付き融資の推進

信用保証協会の融資制度は中小企業からの需要が多いことから、意見交換会を定期的に開催しております。また、福島県中小企業団体中央会やいわき商工会議所との連携を図っております。

今後も信用保証協会を活用した各種制度融資の推進に取り組んでまいります。



## エ. 政府系金融機関との協調

震災復興に向けた資金ニーズに対応するため、政府系金融機関と協調した融資や代理貸付にも積極的に取り組み、創業支援事業について、日本政策金融公庫との連携協定を締結しております。

今後におきましても、信用供与の方法について、一層の充実を図ってまいります。

### (3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

#### ① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要なエリアであるいわき市を取り巻く環境は、震災復興需要が旺盛な事業所や業種が存在する一方で、改善の兆しが窺えるものの、原発事故による風評被害の影響にあえぐ事業所や業種も存在しており、業種間の二極化がすすんでいる状況にあります。また、避難解除準備区域の除染作業の進展に伴い帰還される地域の方々や震災による津波被害にあわれた方々の高台移転整備に伴う住宅需要など、地域の事業者並びにお住まいの方々に対し引き続き訪問面談等により、ニーズの把握に努め、復興に向けた融資や貸出条件の変更等に応じるなど、復興支援に取り組んでまいります。

#### ② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合は、地元と共に生きる協同組織金融機関として、地域の復興や活性化へ向けた取組みを強化し、地域の事業者並びにお住まいの方々に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことが使命であります。国や地方自治体をはじめとする行政や公的機関、商工会議所等の経済団体や信用組合の系統中央機関である全信組連などの外部関係機関の協力を仰ぎながら、地元の復興、経済活性化に向けた取組みを強力に実行してまいります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

## ア. 相談機能の強化

当信用組合では、被災されたお客様からのご相談に適切に対応するため、全営業店に「融資に係るご相談窓口」を設置しております。

お客様からの相談内容、ニーズは多岐にわたりますことから、専門的な分野も含めお客様に適切に対応するため、相談窓口にかかる対応に関しましては審査部において、融資条件の弾力化や復興に向けた資金等にかかる相談内容を一元的

に取りまとめ、管理部及び業務企画部と連携を図り的確かつ迅速な相談対応を行っております。

また、お取引先事業者に対し、公的補助金等の有用・有益な情報をいち早く伝えるため、内部イントラネットによる営業店への周知並びに一斉ファックス送信システムを利用した経営者交流会「うるしの実クラブ」会員向けの情報提供サービスを引き続き継続的に行ってまいります。

## イ. 融資条件の弾力化及び積極的な融資対応

### a. 返済条件の変更等

当信用組合では、被災されたお取引先からの申し出を真摯に受け止め、元本の据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な取扱いを実施しております。

今後も取引先個々の実態・事情に即した柔軟な対応を行ってまいります。

### b. 復興・創生に向けた対応

震災の影響により、お取引先の経営環境は大きく変化していることから日々の営業活動を通じ被災されたお取引先の個別事情を把握し、外部機関と連携のうえ、お取引先の事業再生に向けた経営計画の策定支援や定期的なモニタリングを行い、事業再生を推進してまいります。

## ウ. 営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合では、地震・津波及び原発事故による深刻な被害を受け、震災発生以前の19店舗体制から、3店舗を統廃合し、現在は16店舗体制となっており、統廃合店舗に配置していた職員の基幹店舗人員等への再配置や、研修等による渉外及び窓口職員の営業力強化等により、より一層、お客様との直接の窓口となる営業店機能の維持・強化を図っております。

また、原発事故の避難指示解除準備区域にあった檜葉支店につきましては、震災後のお取引先の避難状況等に鑑み、本庁前支店内から現在は四倉支店内に店舗内店舗として移設、営業することにより、被災したお取引先に対する金融サービスの提供に努めております。

今後も、国や県の地域再生に向けた取組みと歩調を合わせ、被災地の現状と、復興ステージの進捗状況に鑑みた店舗毎の特性も考慮し、お取引先の利便性向上や復興の実現に向け、必要に応じた店舗戦略の見直しを行ってまいります。

## エ. 震災復興・創生に向けた新商品の開発・提供

当信用組合では、対面によるヒアリングを丁寧に行うことで書面には表れな

いお客様個々の事情に即した与信判断が可能のため、協同組織金融機関としての特性を活かした機動的な資金提供を行っております。

震災発生直後から復興再生に向けた動きの中で、生活支援、復興支援資金、再生・再建資金など進捗の状況により変化するニーズを的確に捉え、新たな商品として開発販促に取り組んでまいります。

今後も、復興のステージごとに時々刻々と変化する資金ニーズにきめ細かく対応した新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

## オ. 被災地の事業者の事業再生・事業継承に向けての支援

### (A) 事業再生への支援

#### a. 支援態勢の確立

日々の営業活動の中で財務情報等による定量面の状況把握と定期的なモニタリングによる定性面の実態把握により、営業店及び関連部署が情報を共有化し、お取引先の経営環境に合った支援態勢を協議し支援に向けた対応を実施してまいります。

#### b. 外部機関との連携

お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、事業再生計画策定に関する助言・相談など、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と協働して対応しているほか、各外部機関との連携により外部専門家の活用を図ってまいります。

#### ・事業再生ファンド等の活用

当信用組合は、地域復興に向け、地元の中小企業の業績回復が必要不可欠であることから、「うつくしま未来ファンド」の利用や「福島県産業復興機構」「東日本大震災事業者再生支援機構」等の外部専門機関の支援を受けながら、お取引先の抱える問題について柔軟に対応し地元の中小企業再生のための支援態勢を強化してまいります。

#### ・中小企業再生支援協議会等との連携

当信用組合は、事業再生のために事業の抜本的な見直しが必要な企業に対して、中小企業再生支援協議会との連携により、中小企業診断士などの外部専門家を活用し、具体的な再生計画の策定を支援するなど、事業再生に向けた取組みを進めてまいります。

#### ・私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

当信用組合は、定期的な訪問活動等によりお客さまの状況把握に努めるとともに、取引内容や状況を最大限に考慮したうえで、私的整理ガイドライン委員会や弁護士・税理士等と連携し、債務整理の相談・申出に対し適切な対

応を図ってまいります。

#### c. 販路拡大等に向けての対応

##### ・営業地域における販路拡大に向けての対応

今後も、震災からの復興・創生並びに地域経済の活性化に資するべく、営業地域におけるビジネスマッチング交流会を定期的を開催し、取引先のニーズを踏まえたビジネスマッチングの機会を創出・提供してまいります。

##### ・広域的な販路拡大に向けての対応

今後も、営業地域外における新たな販路等の確保に向け、「しんくみ食のビジネスマッチング展」をはじめとした信用組合のネットワークを通じた物産展や商談会等への出展支援を継続してまいります。

#### (B) 事業の継承に対する支援

当信用組合の営業エリアにおいても経営者の高齢化が進んでいることから、事業承継は大きな経営課題のひとつとなっており、また、東日本大震災を契機として事業承継に関する支援ニーズはさらに拡大しているものと思われまます。このため、当信用組合においては、平成26年12月と平成28年1月の2回、取引先事業者に対し後継者に関する調査を実施しております。事業承継を円滑に進めている取引先事業者がある一方、今後の動向が不透明な先もあることから、外部機関との連携等により具体的な支援策を検討・実施してまいります。また、取引先事業所の後継者育成とリレーション強化を目的とした「いわしん若手経営者交流会」の継続開催も併せて検討してまいります。

#### カ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」への参加

当信用組合では、全信組連を通じて日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、被災者の資金需要等に円滑に応じられるよう、潤沢な手元資金を確保できる態勢を整えております。

#### キ. 当信用組合による被災地支援の取組み

##### (A) 当信用組合の取組み

当信用組合では、被災発生以降、被災された方や避難を余儀なくされた方々の利便性を第一義に、本来業務である円滑な金融サービスの提供を通して、金融機関としての対応を行ってまいりましたほか、本来業務にとどまらず、地元と共に生きる信用組合として幅広く地域の方々、お取引先の皆様と手を取り様々なボランティア活動を行ってまいりました。

また、信用組合業界からお寄せいただいた御見舞金を津波被害の甚大であった沿岸地域の7地区に復興への一助として贈呈している他、同地区における復興のための基金設立や定期的に開催されている復興祭等のイベントへの協力及び参画を積極的に行っております。

さらに、復興を担う人材育成のための奨学金制度実施や、地元体験型教育施設でのボランティア活動等、地域文化・教育の充実に取り組んでいます。

## **(B) 信用組合業界の取組み**

信用組合業界では、東日本大震災の発生を受け、信用組合業界の中央団体である全国信用組合中央協会が全国の信用組合やその役職員からの義援金を取り纏め、現在までに累計347,177千円を日本赤十字社から被災地に贈呈しております。

## **(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策**

### **① 地方創生に資する地方公共団体並びに外部機関との連携**

いわき市及び広野町において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」立案の戦略会議、専門家会議の委員として常勤理事、支店長が選任され、地域金融機関の立場から当信用組合が取り組んでいる創業支援等の紹介や地方創生に向けた提言を行ってきました。策定された創生総合戦略の実施段階においても、当信用組合が取り組む創業支援等の施策との連携強化を図ってまいります。

### **② 創業又は新事業の開拓に対する支援**

創業・新事業に係る外部専門家によるコンサルティング相談並びに創業塾等の講座・セミナーの開催を引き続き行ってまいります。

また、当信用組合独自の創業・新事業支援資金「フロンティア」のほか、平成27年10月に創設した地域振興ファンド「磐城国（いわきのくに）地域振興投資事業有限責任組合」並びに平成28年2月より運用を開始したクラウドファンディングの推進においては、平成28年3月に創業・ベンチャー支援に係る連携覚書を締結した日本政策金融公庫いわき支店をはじめ、地方創生総合戦略を実施する地方公共団体や外部機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

### **③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化のための方策**

震災からの復興が長期化することが見込まれる中で、中小企業・小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、事業再建や経営改善に向けた多

種多様な金融支援が求められていると認識しており、引続き、専門家によるコンサルティングの実施、各種情報の提供の実施、ビジネスマッチング交流会の開催を柱とした支援を継続的に実施してまいります。

#### ④ 早期の事業再生に資する方策

当信用組合では、日々の営業活動を通じてお客様の事業内容についての状況把握に努めており、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、営業店及び関連部署が連携を図り事業再生に向けて経営改善計画書の策定支援及び定期的なモニタリング等の取り組み等を実施し対応の強化を図ってまいります。

### (5) 経営基盤の充実のための方策

#### ① 収益力の強化のための方策

収益の柱は、貸出金利息収入と位置付けしております。

貸出金を運用バランスの主軸と位置付け、ボリューム増加を推進するとともに、有価証券においては、安全性を考慮したバランス運用を継続することとしております。

低金利推移の現状からも貸出金のボリューム増強は不可欠であり、迅速かつ円滑な金融仲介機能を十分に発揮することで、新たな顧客並びに資金需要創造を推進することが重要であると認識しております。

事業性資金・個人消費資金併進を基軸に、個別事情に応じた適時・適切な対応を図る方針です。その中で、地域密着型金融の実践として、職域サポートプラン「いわしん 安心バリュー」の推進により、新たな資金需要の創造を進め、地域経済の活性化を促進してまいります。

#### ② 人材育成のための方策

当信用組合では、東日本大震災発生後、復旧・復興への支援に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。地域密着型金融をより深く推進するうえで、課題解決型金融提供強化のために、お客様に対する適切な提案をするための正確な商品知識を有しているのはもちろんのこと、お客様のニーズに的確に応えるための幅広い知識の習得や、お客様とのコミュニケーション力、また、目利き能力を高めることが必要不可欠であると考え組織的な人材育成に取り組んでおります。

こうした考えのもと、地域活性化の新しい取り組みであります地域振興ファンドやクラウドファンディングの取扱いを開始し、幅広く提案できるよう、研修会や勉強会を行っています。平成25年6月に導入している、BMP研修、平成24年6月から

C I Sマイスター制度を導入し、上記研修を柱として職員のレベルアップを図っております。研修・勉強会のカリキュラムの更なる充実を図り、「顧客の信頼を得ることができる」人材の育成を行うことを目的とし、各部署において年次計画の中で下表のような取組みを実施しております。

また、甚大な被害を受けた被災地域における復興支援の実効性向上に向けては、これに対応できる人材の育成が第一であるとの考えのもと、若手職員に対する従来からのO J Tの強化に加え、震災からの復興に向けた公的支援制度等にかかる研修会や各種内部勉強会等を着実に実施し、人材の育成に積極的に取り組んでおります。

さらに、平成28年4月より東北大学大学院経済学研究地域イノベーション研究センター主催の「地域イノベーションアドバイザー塾」に2名の職員が入塾し実践的なスキルを全国信用組合監査機構による監査対応に活かす等、外部からの視点を踏まえた人材の育成を図ってまいります。

#### 【各種研修取組予定（平成28. 4～29. 3）】

##### 《内部研修・勉強会》

実施時期（予定）	主 催	内 容
平成 28 年 4 月	業務企画部	MS 社との業務提携によるクラウドファンディング勉強会
平成 28 年 5 月	審査部	法務 3 級（融資編）試験対策勉強会
平成 28 年 5 月	事務管理部	国債・投信商品販売研修①
平成 28 年 5 月	管理部・業務企画部	財務 3 級試験対策講座
平成 28 年 6 月	事務管理部	検印者に対する勉強会①
平成 28 年 7 月	審査部 ローンセンター	消費者ローン勉強
平成 28 年 7 月	事務管理部	内部役席者及び内部リーダー研修①
平成 28 年 7 月	管理部	融資管理実務研修
平成 28 年 7 月	監査部	不祥事件対策勉強会
平成 28 年 8 月	事務管理部	国債・投信商品販売研修②
平成 28 年 9 月	審査部	法務 3 級（融資編）試験対策勉強会
平成 28 年 9 月	管理部	債権管理と自己査定の実務研修
平成 28 年 9 月	監査部	営業店監査による事例勉強会（上期指摘）
平成 28 年 10 月	事務管理部	でんさいネット勉強会
平成 28 年 11 月	審査部 ローンセンター	消費者ローン勉強会

平成 28 年 11 月	事務管理部	検印者に対する勉強会②
平成 28 年 11 月	事務管理部	国債・投信商品販売研修③
平成 28 年 11 月	管理部	債権管理と自己査定の実務研修
平成 29 年 1 月	事務管理部	国債・投信商品販売研修④
平成 29 年 1 月	審査部 ローンセンター	事業性融資研修
平成 29 年 2 月	事務管理部	内部役席者及び内部リーダー研修②
平成 29 年 2 月	管理部・業務企画部	財務 3 級試験対策講座
平成 29 年 2 月	監査部	営業店監査による事例勉強会（下期指摘）
毎月	業務企画部	強制職場離脱者勉強会

《全国信用組合中央協会・福島県信用組合協会研修》

実施時期（予定）	主 催	内 容
平成 28 年 5 月	全国信用組合中央協会	反社会的勢力対応研究講座
平成 28 年 5 月	福島県信用組合協会	保証協会付事業所融資研修
平成 28 年 6 月	福島県信用組合協会	事業所融資渉外研修（目利き力養成）
平成 28 年 7 月	全国信用組合中央協会	支店長講座
平成 28 年 7 月	全国信用組合中央協会	女性職員渉外担当者講座
平成 28 年 7 月	全国信用組合中央協会	事業性評価実践講座
平成 28 年 7 月	福島県信用組合協会	女性リーダー養成研修
平成 28 年 7 月	福島県信用組合協会	女性のための融資推進実践研修
平成 28 年 7 月	福島県信用組合協会	融資推進活性化講座
平成 28 年 8 月	全国信用組合中央協会	融資渉外（中・上級）講座
平成 28 年 9 月	全国信用組合中央協会	O J T 指導力アップ講座
平成 28 年 9 月	全国信用組合中央協会	苦情対策研究講座
平成 28 年 10 月	全国信用組合中央協会	女性管理者講座
平成 28 年 10 月	福島県信用組合協会	窓口金融法務講座（ミス・トラブル防止）

《外部講師による研修》

実施時期（予定）	主 催	内 容
毎月	日本マネージメン ト協会	BMP 研修
毎月	C I S 認定協会	C I S マイスター研修
平成28年 4 月～ 7 月 9 月～11 月	S H I N K E N	内部次席者研修



平成29年1月		
平成28年5月・7月	C I S 認定協会	上司力強化研修
平成28年7月	日本マネージメント協会	初級渉外研修
平成28年7月	住宅金融支援機構	住宅ローン研修
平成28年7月	クリエイトプラン	営業力パワーアップ研修
平成28年11月	全国保証	住宅ローン研修

## 第6 全信組連による優先出資の引受にかかる事項

### (1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	平成24年1月18日（水）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき10,000円（額面金額1口500円） 1口につき5,000円
4. 発行総額	20,000百万円
5. 発行口数	2,000,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円T I B O R（12ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

### (2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

#### ① 必要資本額の根拠

当信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えるため、200億円の優先出資の発行による資本支援を受けたものです。

当該資本増強により震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることができたものと考えております。

## ② 当該自己資本の活用方針

当該資本増強により、将来に向けた経営の安定の確保が図られることから、地域復興・再生を担う地域金融機関の責務を自覚し、当信用組合の営業エリアである震災及び原発事故の被害を受けた地域における経済の再建・再興と、被災されたお取引先への信用供与の維持・拡大並びにきめ細やかな金融サービスの提供等、震災復興にかかる諸施策に継続的に取り組んでまいります。

## 第7 剰余金の処分の方針

当信用組合は、これまで、地域に根差した協同組織金融機関として、お取引先の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、利益剰余金の中から配当金をお支払いしてまいりました。

前計画において、平成24年3月期決算におきましては、多額の与信関連費用を計上したことから、配当は行いませんでしたが、平成25年3月期以降の決算におきましては、配当をお支払いいたしました。

今後も、本強化計画の実践による収益力の強化と業務の効率化を進め、安定した配当を実施・継続していくとともに、優先出資の返済を目指してまいります。

## 第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針

#### ① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事7名と非常勤理事3名で構成する理事会を設置し、業務執行に関する重要事項を決定しております。なお、常勤監事1名と非常勤監事2名も、理事会に出席して意見を述べることにより、経営管理の強化に努めております。また、常勤理事並びに常勤監事及び各部長等で構成する常務会を毎週開催して、日常的な業務執行を担っております。さらに、代表理事及び理事総務部長等で構成する経営戦略会議を定期的に開催して、経営管理態勢の強化を図っております。

理事会では、「コンプライアンス管理規程」や「リスク管理基本方針」、「統合的リスク管理基本方針」、「自己資本管理方針」を制定し、その重要性について支店長会議等機会あるごとに全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

また、クレド（お客様との約束7か条）を策定し、全役職員が同じ意識で行動できるよう努めております。

## お客様との約束 7か条

1. 私たちは、明るい笑顔と心に届く元気な挨拶でお客様をお迎えします。
2. 私たちは、いつもお客様への思いやりと感謝の気持ちを忘れずに、誠実な対応をします。
3. 私たちは、常にお客様のことを第一に考え、わかりやすい言葉で親切・丁寧に、おもてなしの心で対応をします。
4. 私たちは、お客様からのご相談・ご要望にはスピーディーにお応えします。
5. 私たちは、お客様が気軽に立ち寄れ、何でも相談しやすい店舗づくりをします。
6. 私たちは、お客様との絆やコミュニケーションを大切にし、一人ひとりがお客様に感動を与えられる職員になります。
7. 私たちは、チャレンジ精神を忘れず、また慣習や前例にとらわれることなく、何事にも積極的に取り組みます。

## ② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直属の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づく監査を通じて、各部門における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性の検証評価及び改善事項の提言・勧告を通じて不正過誤を防止し、業務運営の健全性の確保に努めております。

また、監査部は反社会的勢力への対応・管理等監査対象範囲を見直し、監査態勢の強化に取り組んでおり、平成28年4月から営業店監査において、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について、営業店からヒアリングを実施し検証しており、組合全体的な反社に係る管理態勢の充実に努めております。

さらに、平成27年度より、監査項目を従来18項目から30項目に増やすとともに、営業店からのヒアリングを反映させた、より実体に則した監査を継続して実施しております。

## ③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、主管部署である総務部が進捗状況を取りまとめのう

え常務会に報告し、常務会において一元的に管理を行ってまいります。

また、強化計画に掲げる施策への取組みが不十分な場合には、常務会において施策の検証を行い、原因究明と改善策を検討・協議し、牽制機能を強化して進捗管理に努め、実効性の確保に努めてまいります。

## (2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

### ① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために常勤監事1名、非常勤監事1名、員外監事1名を選任しており、各種会議や常務会・理事会に出席して、適宜所見を述べるとともに、必要な提言や勧告等を行っております。

また、監事会の開催のほか、当信用組合の内部管理部門である監査部と連携し、業務執行の適切性を検証し、その結果を理事会へ報告し、業務執行上の問題点の改善に努めております。

### ② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、原則として毎年、監査機構監査を受査しております。

さらに当信用組合は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査部は同監査法人の監査講評に同席し監査に反映させるとともに業務の改善に役立ております。

## (3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

### ① 信用リスク管理

当信用組合では、融資審査に関する基本的行動指針である「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により信用リスクの軽減を図っております。具体的には、関連先を含めた与信残高が、正常先2億円以上、要注意先及び破綻懸念先1億円以上の先について、「大口与信状況表」を作成し、本部所管部署（審査部）において、債務者の状況、今後の見通し、取引方針等にかかる報告を四半期ごとに営業店より受け検証したうえで、常務会に報告しております。また、業種別貸出残高状況について、四半期ごとに審査部で分析をしたうえで、半年ごとに常務会に報告し、特定の業種への与信集中防止に努めて

おります。さらに、特定の取引先・企業グループへの与信が集中することにより、過大な損失が発生するリスクを回避するため、与信リミット（最高限度）を一社及び企業グループを併せ原則 10 億円と定めて管理しております。

今後も、クレジットポリシー等に沿った厳格な運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き信用リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

## ② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくために、「市場リスク管理規程」を定めております。また、余裕資金の効率的かつ安全な運用を図るための「余裕資金運用規程」を定め、全信組連定期預金を中心に安全性を重視し運用を行っております。

また、リスク管理部署（事務管理部）によるモニタリングを実施し、その結果をALM委員会を通じて常務会及び理事会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えるとともに、マーケット環境の変化による時価が大きく変動した場合への備えとして、ロスカットルールやストレステストなどを設けております。

さらに組織運営体制においては、フロント（事務管理部）、ミドル（総務部）、バック（事務管理部）の役割が明確化され定期的なチェックや報告も実施されていますが、本来的なリスク管理牽制機能を発揮するため、ミドル部門におけるリスク管理（リスク量の計測等）・牽制機能の強化・人材育成などを課題として対応していきます。

今後も、規程に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き市場リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

## ③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための「流動性リスク管理方針・規程」を策定し、日次で資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合には、速やかに担当理事を通じて理事長に報告するなど迅速な対応をとることが可能となっております。また、常務会に毎週報告しており、資金繰りの安定化が図られております。

なお、震災発生後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加傾向となっておりますが、今後、震災からの復興の動きが顕著となるに従い、漸減すると考えております。

このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応してまいります。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客さまからの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクに分類し、各リスクについて、所管部署を定めております。

所管部署は、各種規程、マニュアルを遵守させる取組みを強化しており、リスクの極小化及び顕在化の未然防止に努めております。

今後も、規定に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続きオペレーショナル・リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

#### ⑤ 情報開示の充実

当信用組合は、相互扶助を理念とする地域密着型の金融機関として、社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、常に健全経営に努めております。地域の住民や法人であるお取引先や組合員の皆様に対し、特性や独自性を発揮している、当信用組合への理解をより深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌につきましては、決算期ごとに法令で定められた開示項目以外にも、経営理念、経営方針、役職員の考動指針「私たちいわしんの宣言」、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、地域経済発展や地域社会への貢献に関する情報（中小企業の経営改善や地域活性化、ボランティア活動他）等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口 に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するレポートを作成し、窓口 に備え置き情報開示してまいります。

以 上

## 内閣府令第81条第1項第1号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

## 第 68 期（平成 28 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

平成 28 年 4 月 28 日 作成 住 所 福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5  
 平成 28 年 6 月 9 日 備付 信 用 組 合 名 い わ き 信 用 組 合  
 理 事 長 江 尻 次 郎 合 印

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>現金</b>	2,757,382 千円	<b>預金</b>	180,349,629 千円
<b>預け金</b>	71,950,126	当座預金	1,457,025
<b>有価証券</b>	44,501,840	普通預金	73,145,588
国債	14,217,950	貯蓄預金	44,643
地方債	4,226,650	通知預金	121,340
社債	17,181,367	定期預金	94,606,411
株式	301,013	定期積金	9,919,131
その他の証券	8,574,859	その他の預金	1,055,488
<b>貸出金</b>	102,347,690	<b>借入金</b>	21,300,000
割引手形	896,390	当座借越	21,300,000
手形貸付	12,840,175	<b>その他の負債</b>	647,690
証書貸付	87,056,747	未決済為替借	40,886
当座貸越	1,554,376	未払費用	165,699
<b>その他の資産</b>	1,401,961	給付補填備金	44,329
未決済為替貸	7,922	未払法人税等	3,866
全信組連出資金	483,300	前受収益	97,244
前払費用	69	払戻未済金	88,970
未収収益	352,973	職員預り金	69,948
その他の資産	557,695	資産除去債務	13,650
<b>有形固定資産</b>	2,376,047	その他の負債	123,094
建物	901,222	<b>賞与引当金</b>	37,481
土地	1,179,684	<b>退職給付引当金</b>	110,521
その他の有形固定資産	295,140	<b>役員退職慰労引当金</b>	80,630
<b>無形固定資産</b>	7,039	<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	12,575
その他の無形固定資産	7,039	<b>偶発損失引当金</b>	27,497
<b>債務保証見返</b>	215,627	<b>繰延税金負債</b>	626,349
<b>貸倒引当金</b>	△ 2,492,400	<b>再評価に係る繰延税金負債</b>	124,809
(うち個別貸倒引当金)	( △ 2,175,938 )	<b>債務保証</b>	215,627
		<b>負債の部合計</b>	203,532,814
		<b>(純資産の部)</b>	
		<b>出資金</b>	13,797,154
		普通出資金	3,797,154
		優先出資金	10,000,000
		<b>資本剰余金</b>	1,975,710
		資本準備金	1,975,710
		<b>利益剰余金</b>	1,910,864
		利益準備金	173,400
		その他利益剰余金	1,737,464
		特別積立金	1,020,000
		当期末処分剰余金	717,464
		<b>組合員勘定合計</b>	17,683,729
		<b>その他の有価証券評価差額金</b>	1,638,111
		<b>土地再評価差額金</b>	210,660
		<b>評価・換算差額等合計</b>	1,848,771
		<b>純資産の部合計</b>	19,532,501
<b>資産の部合計</b>	223,065,316	<b>負債及び純資産の部合計</b>	223,065,316



(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	661百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	999百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条1号及び3号に定める公示価格又は固定資産評価に基づいて合理的な調整を行って算出する方法  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額  $\Delta$ 499百万円
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	－	3年～50年
その他	－	3年～20年
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破たん懸念先）については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,912百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

  - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	384,802百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	327,959百万円
差引額	56,842百万円
  - (2) 制度全体に占める当組合の掛金抛出割合（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日） 0.994%
  - (3) 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高28,599百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金22百万円を費用処理している。  
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 75百万円
13. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
14. 子会社等に対する金銭債務総額 8百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 2,390百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は715百万円、延滞債権額は8,585百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は69百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,439百万円であります。

なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合複写機他についてリース契約により使用しております。
21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、896百万円であります。
22. 担保に提供している資産は次の通りであります。
  - ・担保提供している資産 預け金26,157百万円（信組保障基金保証金、信組内国為替運営機構保証金、日銀歳入復代理店保証品、福島県公金取扱担保、当座借越担保）
  - ・担保資産に対応する債務 借入金21,300百万円
23. 出資1口当たりの純資産額は△65円50銭です。
24. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
  - (3) 金融商品にかかるリスク管理体制
    - ①信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部のほか各営業店により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事務管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - ②市場リスクの管理
      - (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
      - (ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、事務管理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。事務管理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は事務管理部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaRは「預け金」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」についてモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間245日、信頼区間99%、観測期間1年）により、「有価証券」について分散共分散法（保有期間61日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成28年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推定値）は全体で1,154百万円です。

なお、当組合では、「有価証券」について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	71,950	72,209	259
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	300	273	△26
その他有価証券	43,820	43,820	—
(3) 貸出金	102,347		
貸倒引当金	△2,492		
	99,855	104,277	4,422
金融資産計	215,925	220,581	4,655
(1) 預金積金	180,349	180,553	203
(2) 借入金	21,300	21,300	—
金融負債計	201,649	201,853	203

(注) 1. 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

### ③貸出金

貸出金は、以下の（i）～（ii）の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- （i）6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- （ii）（i）以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

### 金融負債

#### ①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

#### ②借入金

借入金については、帳簿簿価を時価としております。

- （2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（注1）	1 0
非上場株式（注1）	2 9 1
組合出資金（注2）	8 0
合 計	3 8 1

（注）1. 子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

### 26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券 （単位：百万円）

#### 【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
その他	3 0 0	2 7 3	△ 2 6
小 計	3 0 0	2 7 3	△ 2 6
合 計	3 0 0	2 7 3	△ 2 6

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（4）その他有価証券 （単位：百万円）

#### 【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債 券	3 5, 1 2 7	3 3, 4 2 6	1, 7 0 1
国 債	1 4, 2 1 7	1 3, 0 1 0	1, 2 0 7
地方債	4, 2 2 6	4, 0 9 7	1 2 8
社 債	1 6, 6 8 2	1 6, 3 1 7	3 6 5
その他	6, 4 7 2	5, 8 6 3	6 0 8
小 計	4 1, 5 9 9	3 9, 2 8 9	2, 3 0 9

#### 【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債 券	4 9 8	5 0 0	△ 1
社 債	4 9 8	5 0 0	△ 1
その他	1, 7 2 1	1, 7 6 5	△ 4 4
小 計	2, 2 2 0	2, 2 6 5	△ 4 5
合 計	4 3, 8 2 0	4 1, 5 5 5	2, 2 6 4

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却価額 4, 475百万円 売却益 69百万円 売却損 11百万円

29. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次の通りであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	(単位：百万円)
債券	1, 243	13, 795	16, 151	4, 435	
国債	—	505	10, 081	3, 631	
地方債	238	671	3, 074	241	
社債	1, 004	12, 618	2, 995	562	
その他	1, 305	3, 644	719	604	
合計	2, 549	17, 440	16, 870	5, 040	

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6, 367百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6, 367百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産

貸倒引当金限度超過額	3, 009百万円
税務上の繰越欠損金	928
減価償却限度超過額	76
その他	157

繰延税金資産小計 4, 172

評価性引当額 △4, 172

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 626

繰延税金負債合計 626

繰延税金資産(△負債)の純額 △626百万円

第 68 期 [ 平成 27 年 4 月 1 日 から  
平成 28 年 3 月 31 日 まで ] 損 益 計 算 書

平成 28 年 4 月 28 日 作成  
平成 28 年 6 月 9 日 備付

住 所 福 島 県 い わ き 市 小 名 浜 花 畑 町 2 番 地 の 5  
住 信 用 組 合 名 い わ 江 尻 次 郎 組 合 印  
理 事 長

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>3,442,502 千円</b>
資金運用収益	2,887,373
貸出金利	2,253,547
預け金利息	172,371
有価証券利息配当	442,108
その他の受入利息	19,346
役員取引等収益	232,712
受入為替手数料	124,576
その他の役員収益	108,136
その他の業務収益	84,728
国債等債券売却益	69,770
その他の業務収益	14,957
その他の経常収益	237,687
貸倒引当金戻入	20,339
償却債権取立	160,874
その他の経常収益	56,474
<b>経常費用</b>	<b>2,835,248</b>
資金調達費用	178,937
預金利息	143,760
給付補填備金繰入	18,357
借入金利息	16,475
その他の支払利息	343
役員取引等費用	284,709
支払為替手数料	49,457
その他の役員費用	235,252
その他の業務費用	14,433
国債等債券売却損	11,161
その他の業務費用	3,272
経費	2,026,412
人件費	1,199,256
人物税	789,810
その他の経常費用	37,345
その他の経常費用	330,755
貸出金償却	308,792
その他の資産償却	100
その他の経常費用	21,862
<b>経常利益</b>	<b>607,253</b>
<b>特別利益</b>	<b>18,131</b>
受取損害賠償	18,131
<b>特別損失</b>	<b>8,570</b>
固定資産処分	8,570
<b>税引前当期純利益</b>	<b>616,815</b>
法人税、住民税及び事業税	4,290
法人税等	
<b>当期純利益</b>	<b>612,525</b>
繰越金（当期首残高）	104,939
<b>当期未処分剰余金</b>	<b>717,464</b>

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益      75円10銭

剰 余 金 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 剰 余 金		717,464,639
これを次のとおり処理します		
利 益 準 備 金		71,800,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (1.5%)		57,729,986
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金 (0.15%)		30,000,000
特 別 積 立 金		450,000,000
	計	609,529,986
次 期 繰 越 金		107,934,653



基準日	2016	3	31
-----	------	---	----

第7表 単体自己資本比率

(単位：千円、%)

項目	当期末	
		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	17,595,999	
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,772,865	
うち、利益剰余金の額	1,910,864	
うち、外部流出予定額(△)	87,729	
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	316,461	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	316,461	
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	120,769	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,033,230	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2,036	3,055
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2,036	3,055
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	31,980	47,970
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	34,017	
<b>自己資本</b>		
自己資本の額(イ)-(ロ) (ハ)	17,999,212	

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	101,098,228	
資産（オン・バランス）項目	100,917,504	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,013,503	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	3,055	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額		
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	47,970	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,400,000	
うち、上記以外に該当するものの額	335,469	
オフ・バランス取引等項目	180,723	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,226,798	
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	106,325,026	
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（二）	16.92	%

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける信用組合及び信用協同組合連合会が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月金融庁告示第17号）」における附則別紙様式第1号に従うものとする。

3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第9項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

4. 大口与信の基準となる自己資本の額（自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：千円）

17,999,212
1
1

5. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用組合等=1、基礎的内部格付手法採用組合等=2、先進的内部格付手法採用組合等=3）

6. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3）

--



計表ID	FN104	Ver.201403
基準日(西暦年/月)	2016	5
金融機関コード	2092	
金融機関名	いわき信用組合	
担当部署	総務部	
都道府県名	福島県	

日 計 表  
(平成28年5月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	2,736,773,111	預 金	184,262,117,635
現 金	2,736,773,111	座 積 金	1,556,484,370
(うち小切手・手形)	(28,423,541)	普 通 預 金	77,496,623,597
外 国 通 貨	0	貯 蓄 預 金	44,262,235
金	0	通 知 預 金	1,340,451
預 け 金	72,372,508,657	納 税 段 階 預 金	790,339,260
預 け 金	72,372,508,657	別 当 金	30,757,738
(うち全信組連預け金)	(71,433,919,556)	[ 小 計 ]	79,919,807,651
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	94,292,082,235
買 入 手 形	0	定 積 金	10,050,227,749
コ ー ル 一 定 金	0	[ 小 計 ]	104,342,309,884
買 入 先 定 金	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 引 支 払 保 証 金 権	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 債	0	[ 小 計 ]	0
金 銭 の 信 託	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	16,300,000,000
商 品 国 債 債 権	0	借 入 金	0
商 品 地 方 債 債 権	0	当 座 借 越 金	16,300,000,000
商 品 政 府 保 証 債 権	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券 債 権	42,862,949,365	コ ー ル マ ネ	0
国 債 債 権	13,010,845,654	売 入 先 勤 定 金	0
地 方 債 債 権	4,090,179,841	債 券 貸 借 引 支 払 保 証 金	0
短 期 社 債	0	コ ー シ ャ ル ・ ベ ー ン	0
社 債	17,230,213,415	外 国 為 替	0
( 公 社 公 団 債 )	( 1,613,132,531 )	外 国 他 店 預 け	0
( 金 融 債 )	( 0 )	外 国 他 店 借 越	0
( そ の 他 社 債 )	( 15,617,080,884 )	売 渡 外 国 為 替	0
株 式 信 託	301,013,529	未 払 外 国 為 替	0
投 資 信 託	0	そ の 他 の 負 債	674,497,965
外 国 証 券	2,063,588,664	未 決 済 為 替	35,465,989
そ の 他 の 証 券	6,086,310,119	未 払 費 用	165,899,218
貸 出 金	80,798,143	給 付 補 填 備 用 金	45,523,837
(うち金融機関貸付金)	(100,548,074,001)	未 払 法 人 税	3,866,889
割 引 手 形	1,134,359,750	未 受 取 諸 税	0
手 形 貸 付	11,020,884,151	未 払 配 当 金	11,865,308
証 書 貸 付	87,001,675,013	未 払 戻 金	9,218,999
当 座 貸 付	1,391,155,087	払 戻 未 済 金	88,970,000
外 国 為 替	0	厚 生 年 金 未 払 分	566,000
外 国 他 店 預 け	0	職 員 預 り 金	69,352,544
外 国 他 店 貸 付	0	先 物 取 引 受 入 証 拠	0
買 入 外 国 為 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
取 立 外 国 為 替	0	借 入 商 品 債 権	0
そ の 他 の 資 産	1,352,168,784	借 入 有 価 証 券	0
未 決 済 為 替	8,008,446	売 付 商 品 債 権	0
全 信 組 連 為 替 貸 付	483,300,000	金 融 派 生 商 品	0
そ の 他 の 出 資 金	0	金 融 商 品 等 受 入 担 保	0
前 払 費 用	0	リ ー ス 債 務	0
未 取 引 差 入 証 拠	352,973,330	資 産 除 去 債 務	13,650,000
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	未 払 送 金 為 替	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	仮 受 金	230,319,181
保 管 有 価 証 券 等	0	そ の 他 の 負 債	0
金 融 派 生 商 品	0	本 支 店 勘 定 金	0
金 融 商 品 等 差 入 担 保	0	代 理 業 務 勘 定 金	8,074,575
リ ー ス 投 資 金 産	0	賞 与 引 当 金	37,481,751
仮 払 金 産	194,935,596	退 員 賞 与 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	312,951,412	役 職 給 付 引 当 金	108,790,227
本 支 店 勘 定 金 産	0	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	80,830,790
有 形 固 定 資 産	2,377,768,363	そ の 他 の 引 当 金	40,073,189
建 物	902,425,781	特 別 法 上 の 引 当 金	0
土 地	1,179,684,806	繰 上 引 当 金	0
一 般 資 産	0	繰 上 引 当 金	0
建 設 仮 勘 定 資 産	0	再 評 価 に 係 る 繰 上 引 当 金	124,809,395
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	295,657,776	繰 上 引 当 金	159,246,955
無 形 固 定 資 産	7,039,633	債 務 保 証 金	201,795,722,482
ソ フ ト ウ ェ ア	0	純 資 産	17,898,328,022
の れ ば 入 り	0	出 資 金	13,798,554,467
リ ー ス 資 産	0	普 通 出 資 金	3,798,554,467
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,039,633	優 先 出 資 申 込 証 拠	10,000,000,000
前 払 年 金 費 用 産	0	資 本 準 備 金	0
繰 上 引 当 金	0	資 本 剰 余 金	1,975,710,709
再 評 価 に 係 る 繰 上 引 当 金	0	資 本 剰 余 金	1,975,710,709
債 務 保 証 見 返 金	159,246,955	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△ 2,492,400,007	利 益 剰 余 金	1,913,402,636
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,175,938,424)	利 益 準 備 金	173,400,000
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,740,002,636
		特 別 積 立 金	1,020,000,000
		(うち目的積立金)	( 0 )
		繰 上 引 当 金	0
		未 処 分 剰 余 金	720,002,636
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	0
		繰 上 引 当 金	0
		繰 上 引 当 金	0
		土 地 再 評 価 差 額	210,660,210
		負 債 及 び 純 資 産 計	219,924,128,862
		期 中 損 益	230,078,358
合 計	219,924,128,862	合 計	219,924,128,862

日計表 (平成 28年5月末現在)

( 損 益 勘 定 )

都道府県名 福島県

組 合 名 いわき信用組合

コード番号 2092

損		失		利		益	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
預 金 積 金 利 息	28,503,799	貸 出 金 利 息	488,070,731	(うち金融機関貸付金利息)	( 0 )		
預 金 利 息	25,005,376	貸 付 金 利 息	475,988,995	手 形 割 引 料	12,081,736		
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	3,498,423	預 け 金 利 息	46,028,210	預 け 金 利 息	46,028,210		
譲 渡 性 預 金 利 息	0	譲 渡 性 預 け 金 利 息	0	買 入 手 形 利 息	0		
借 用 金 利 息	69,863	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0	買 入 手 形 利 息	0		
借 入 金 利 息	0	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0		
当 座 借 越 利 息	69,863	有 価 証 券 利 息 配 当 金	44,596,826	有 価 証 券 利 息 配 当 金	44,596,826		
再 割 引 料	0	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0		
売 渡 手 形 利 息	0	そ の 他 の 受 入 利 息	18,202	そ の 他 の 受 入 利 息	18,202		
コ ー ル マ ー ケ ー ン 利 息	0	(うち買入金銭債権利息)	( 0 )	(うち出資配当金)	( 0 )		
売 現 先 利 息	0	(うち受入雑利息)	( 18,202 )	役 務 取 引 等 収 益	39,088,088		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	受 入 為 替 手 数 料	20,689,778	受 入 為 替 手 数 料	20,689,778		
コ ー マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	0	そ の 他 の 受 入 手 数 料	17,963,049	そ の 他 の 受 入 手 数 料	17,963,049		
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	0	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	435,261	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	435,261		
そ の 他 の 支 払 利 息	394	そ の 他 業 務 収 益	2,633,415	そ の 他 業 務 収 益	2,633,415		
人 件 費	181,246,709	外 国 為 替 売 買 益	0	外 国 為 替 売 買 益	0		
報 酬 ・ 給 料 ・ 手 当	144,177,384	外 国 通 貨 売 買 益	0	外 国 通 貨 売 買 益	0		
退 職 給 付 費 用	1,082,651	金 売 買 益	0	金 売 買 益	0		
社 会 保 険 料 等	35,986,674	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0		
物 件 費	95,539,796	国 債 等 債 券 売 却 益	0	国 債 等 債 券 売 却 益	0		
事 務 費	41,556,134	国 債 等 債 券 償 還 益	0	国 債 等 債 券 償 還 益	0		
固 定 資 産 費	23,178,864	有 価 証 券 貸 付 料	0	有 価 証 券 貸 付 料	0		
事 業 費	22,046,952	金 融 派 生 商 品 収 益	0	金 融 派 生 商 品 収 益	0		
人 事 厚 生 費	8,757,846	雑 益	2,633,415	雑 益	2,633,415		
預 金 保 険 料	0	臨 時 収 益	17,497,453	臨 時 収 益	17,497,453		
有 形 固 定 資 産 償 却	0	償 却 債 権 取 立 益	17,497,453	償 却 債 権 取 立 益	17,497,453		
無 形 固 定 資 産 償 却	0	株 式 等 売 却 益	0	株 式 等 売 却 益	0		
税 金	17,256,150	金 銭 の 信 託 運 用 益	0	金 銭 の 信 託 運 用 益	0		
(うち法人税、住民税及び事業税)	( 5,852,066 )	そ の 他 の 臨 時 収 益	0	そ の 他 の 臨 時 収 益	0		
役 務 取 引 等 費 用	48,163,014	特 別 利 益	0	特 別 利 益	0		
支 払 為 替 手 数 料	8,443,449	固 定 資 産 処 分 益	0	固 定 資 産 処 分 益	0		
そ の 他 の 支 払 手 数 料	357,594	負 の の れ ん 発 生 益	0	負 の の れ ん 発 生 益	0		
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	39,361,971	そ の 他 の 特 別 利 益	0	そ の 他 の 特 別 利 益	0		
そ の 他 業 務 費 用	0	引 当 金 取 崩 額 等	0	引 当 金 取 崩 額 等	0		
外 国 為 替 売 買 損	0	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	0	貸 倒 引 当 金 取 崩 額	0		
外 国 通 貨 売 買 損	0	(うち個別貸倒引当金取崩額)	( 0 )	(うち個別貸倒引当金取崩額)	( 0 )		
金 売 買 損	0	賞 与 引 当 金 取 崩 額	0	賞 与 引 当 金 取 崩 額	0		
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0	役 員 賞 与 引 当 金 取 崩 額	0		
国 債 等 債 券 売 却 損	0	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	0	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	0		
国 債 等 債 券 償 還 損	0	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0	そ の 他 の 引 当 金 取 崩 額	0		
国 債 等 債 券 償 却	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0		
有 価 証 券 借 入 料	0	そ の 他	0	そ の 他	0		
金 融 派 生 商 品 費 用	0	法 人 税 等 調 整 額	0	法 人 税 等 調 整 額	0		
雑 損	0	利 益 計	637,932,925	利 益 計	637,932,925		
臨 時 費 用	1,817,438						
貸 出 金 償 却	0						
株 式 等 売 却 損	0						
株 式 等 償 却	0						
金 銭 の 信 託 運 用 損	0						
そ の 他 資 産 償 却	0						
退 職 給 付 費 用 ( 臨 時 分 )	0						
そ の 他 の 臨 時 費 用	1,817,438						
特 別 損 失	242,124						
固 定 資 産 処 分 損	242,124						
減 損 損 失	0						
そ の 他 の 特 別 損 失	0						
引 当 金 繰 入 額 等	0						
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0						
(うち個別貸倒引当金繰入額)	( 0 )						
賞 与 引 当 金 繰 入 額	0						
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	0						
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	0						
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0						
そ の 他 の 引 当 金 繰 入 額	0						
そ の 他	0						
法 人 税 等 調 整 額	0						
損 失 計	372,839,287						
期 中 損 益	265,093,638						
合 計	637,932,925						

店舗内現金自動設備	16店	20台
(うちCD)	0店	0台
(うちATM)	16店	20台
店舗外現金自動設備	3店	3台
(うちCD)	0店	0台
(うちATM)	3店	3台